

認定臨床微生物検査技師制度の目指すもの

Goals for the certification system of clinical microbiology technician

とつかきょういち
戸塚恭一
Kyoihci TOTSUKA

はじめに

認定臨床微生物検査技師制度は平成13年に発足し、現在までに618名の認定技師が誕生し、認定施設が139施設となっている。認定臨床微生物検査技師制度における認定は、日本臨床微生物学会による単独の認定ではなく、複数学会(団体)からなる認定臨床微生物検査技師制度協議会によって行われている。その理由は認定臨床微生物検査技師が、一学会だけに認知されるのではなく、臨床微生物検査の知識、技術は勿論、広く感染症、化学療法、感染対策等の分野から見ても認知できる技師として働くことが望まれるからである。協議会は当初は、日本臨床微生物学会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床検査医学会、日本臨床検査同学院からなっていたが、平成21年には日本感染症学会が加盟し、平成26年からはさらに日本環境感染学会、日本化学療法学会が加わり、7団体による運営となっている。2006年には、本制度で認定された技師は、日本臨床微生物学会が行っている感染制御認定臨床微生物検査技師(Infection Control Microbiological Technologist: ICMT)制度への申請資格が付与されることから、感染対策分野における活動への参加の可能性も出てくる。現在ICMTも、この関連7団体による認定へと話が進んでいる段階である。

I. 認定臨床微生物検査技師制度の目的

この制度の目的としては、「臨床微生物学と感染症検査法の進歩に呼応して、これらに関連する臨床

検査の健全な発展普及を促し、有能な認定臨床微生物検査技師の養成を図り、より良質な医療を提供することを目的」としている。認定臨床微生物技師制度の創設により認定臨床微生物検査技師を目指すべく、勉学、実技に励む技師が増加することが予想される。このことにより臨床微生物検査技師としての能力と見識の高い技師が増えることになると考えられる。

II. 認定臨床微生物検査技師の申請資格

申請資格としては臨床検査技師免許証を有して、原則的に、認定研修施設において、協議会が定めた教育目標を遵守した研修を5年以上行い、筆頭者として学会発表3回以上および論文発表が3編以上(1編は筆頭著者)であることとされている。教育目標として認定臨床微生物検査技師制度協議会・指定カリキュラム委員会から認定臨床微生物検査技師制度指定カリキュラム(第2版)が示されている。認定研修施設が現在までに139施設であることから、認定施設での研修が物理的に困難な技師が多くいることが考えられるが、認定研修施設に勤務していない場合は、試験前日に行う指定講習会の受講をもって代えることができるとの救済処置も存在する。申請者に、筆頭著者1編を含む3編の論文が必要とされている点は一般技師としては少し垣根が高い要件ではあるが、日本臨床微生物学会の編集委員会が年総会ごとに論文の書き方のセッションを設けて教育を行っているので受講を勧められる。

Ⅲ. 認定臨床微生物検査技師制度の 筆記・実技試験について

試験は年1回実施され、筆記・実技試験からなる。筆記試験には臨床微生物学雑誌サマリー程度の英文和訳が含まれている。筆記、実技のどちらかを落とすと合格とはならない。最近の合格率はほぼ70%前後で推移している。英文和訳は日常的に英語に親しんでいないとなかなか困難であるが、臨床微生物検査技師としても、新しい知識を得るために海外の論文を含めて日常的に英語論文に親しむ必要がある。また、論文執筆の際は英文サマリーなどが必要である。

Ⅳ. 望ましい臨床検査技師像

本論文の「認定臨床微生物検査技師制度の目指すもの」というテーマに最も参考になるものとして、認定臨床微生物検査技師制度・指定カリキュラム委員会がカリキュラム作成にあたって、「この新しい制度により養成されるべき、望ましい臨床検査技師像」の5項目を提示している。

- (1) 臨床微生物検査の分野に偏らず、臨床検査（一般的な緊急検査項目を含む）全般にわたり基本的な知識と技術を有する。
- (2) 生涯研修を通じて、臨床微生物学と感染症検査法の最新の知識と技術を恒常的に習得することにより、さらに高度の思考力・判断力・創造力を養うことができる。
- (3) 感染症のチーム医療において、医師、看護師、薬剤師、その他の医療スタッフと協調できる、より望ましい態度・習慣を身につけている。
- (4) 後輩の臨床検査技師を、臨床微生物学と感染症検査法の分野におけるより高度な専門職として教育・指導できる。
- (5) これらの生涯研修の結果を、適切に自己評価をし、かつ第三者の評価を受け入れ、確実にフィードバックできる。

Ⅴ. 認定臨床微生物検査技師制度が 目指す教育目標

さらに指定カリキュラムに掲げられている一般教

育目標の7項目は認定臨床微生物検査技師制度がまさに目指す高質な骨格といえる。

- (1) その時点で実用化されている臨床微生物検査法（感染症検査法）に関して最新の知識と技術を有すること。
- (2) 個々の臨床微生物検査法の成績（報告書の内容）に関して、その意義と限界を適切に理解する。
- (3) 臨床検査技師の立場から必要に応じて、医師及び他の医療従事者に臨床微生物学と感染症検査に関して適切なコメント・情報の提供ができる。
- (4) 臨床微生物学分野を中心に、臨床微生物学を目指す者に対する卒前教育および臨床検査技師の生涯研修に寄与できる。
- (5) 臨床微生物学の分野での研究能力を育成し、将来的に後輩技師や他の医療従事者に対しても研究指導ができる。
- (6) 臨床微生物検査に関連した部署の管理・運営の基本を身につける。
- (7) 各種の臨床微生物検査の精度保障(事業)の企画・実行ができる。

おわりに

今後の課題としては、優秀な臨床微生物検査技師の養成のみだけでなく、認定された臨床微生物検査技師が正当に評価される体制をいかに構築するかである。その一つとして、保険診療においてどのように認定制度が認知され、組み込まれるかである。検査技師でも臨床微生物学は専門的な要素が強く、知識・技術の習得が不可欠な分野であるので、認定制度により、知識・技能の評価が適正になされることは、行政としても一定の評価をされると思われる。しかしながら認定臨床微生物検査技師制度での認定技師が600人あまりでは、まだ保険診療に組み込める数としては少ない。質は確保できても、数が足りないともいえる。これまでは、年間60人前後の認定であるので、認定を受けた技師が後輩の指導を行うなどをして、受験の意欲がある技師を増やして頂きたいと考える。